

道路使用許可並びに自動車保管場所証明及び自動車保管場所標章交付に係る手数料の減免措置について

平成17年6月13日
例規（交規）第33号
千葉県警察本部長

〔沿革〕 平成21年11月例規（交規）第42号
平成24年8月例規（交規）第39号

各部長・参事官・所属長

道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく道路使用許可並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車保管場所証明及び自動車保管場所標章交付に係る手数料の減免措置については、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に定めるところであるが、その適用範囲は下記のとおりとしたので誤りのないようにされたい。

なお、道路交通法に基づく道路使用許可証交付手数料の減免措置について（昭和36年交第1389号）は、廃止する。

記

1 対象となる手数料の種類

- (1) 道路使用許可申請手数料
- (2) 自動車保管場所証明申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料

2 免除することができる範囲

(1) 道路使用許可申請手数料

ア 地方公共団体が公益上行うもの

イ 学校（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人に該当する学校並びに独立行政法人である高等専門学校を除く小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。以下同じ。）及び保育所において、教育目的のために行うもの

ウ その他公益的団体が公益上行うもの

(2) 自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料

ア 地方公共団体が公益上使用する自動車に係るもの

イ 学校及び保育所において、教育目的のために使用する自動車に係るもの

ウ その他公益的団体が公益上使用する自動車に係るもの